

様

住所の登録および変更は住民基本台帳をもとに行います。それに伴い「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の住所欄の表示を省略しています。（健康保険のみ加入の被保険者を除く）今後、「住所変更届」は原則提出不要となります。ただし、下記の場合は「住所変更届」の提出が別途必要となります。

- ・「資格取得届」提出時、住民票上の住所と異なる住所（居所）にお住まいの場合
- ・上記、住所（居所）を変更した場合
- ・健康保険のみ加入している被保険者の場合
- ・マイナンバーをお持ちでない被保険者が住所を変更した場合

健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書

事業所整理記号

事業所番号

被保険者 整理番号	被保険者氏名				※1 資格取得年月日	標準報酬月額	
	※1 生年月日	※2 種別（性別）	※3 取得区分	被保険者 区分	基礎年金番号	郵便番号	被保険者住所
						健保：*****	厚年： 千円

※1 元号 S：昭和 H：平成 R：令和

※2 種別（性別） 1（男）：男性 2（女）：女性 3（坑）：坑内員 5（基男）：男性（基金加入）
6（基女）：女性（基金加入） 7（基坑）：坑内員（基金加入）

※3 取得区分 1（新）：新規加入 2（再）：再取得 3（共）：共済組合 4（船）：船員保険 5（新）：新規取得
6（再）：再取得

上記のとおり資格取得の確認および標準報酬の決定がされたので通知します。

令和 6年 7月 5日

日本年金機構理事長
(広島東年金事務所)

